

あなたの暮らしも危ない!?

誰が得する? 生活保護基準

引き下げ



高齢者
障がい者編

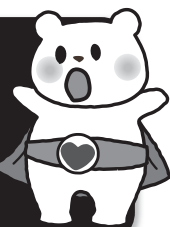
ひどいよ~!

2013年8月から3年間かけて

最大10% 総額670億円

既に2度引き下げを実行!

国は、生活保護基準を大幅に引き下げることを決めました。



生活保護を利用していない
高齢者、障がい者
世帯にとっても大問題

引き下げは大きな影響を与えます!

住民税の非課税基準が下がり、今まで無税
だった人が課税されます 現在、住民税非課税者は3100万人(推計値)

住民税非課税だと安くすんでいた負担が増えます

医療費自己負担限度額 (1ヵ月1世帯あたり・70歳~入院)	<ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税かつ世帯所得が一定基準以下 住民税非課税 	15,000円 24,600円 → 課税世帯 44,400円~
高額介護サービス費の利用者 負担上限額(1ヵ月あたり)	<ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税かつ年金収入80万円以下等 住民税非課税かつ年金収入80万円超等 	個人で上限額 15,000円 世帯合算で上限額 24,600円 → 課税世帯 世帯合算で上限額 37,200円
障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービスの 負担上限月額(居宅・通所)	<ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税世帯 (約41万人) 住民税課税世帯(所得割16万円) 住民税課税世帯(所得割28万円) 	0円 成人の居宅・通所の場合 9,300円 障がい児の居宅・通所の場合 4,600円 → 上記以外 37,200円

その他にも、例えばこんな制度が影響を受ける可能性があります

高齢者に関する施策	障がい者(障がい児)に関する施策
養護老人ホーム への入所措置 (扶養義務者費用徴収基準) (1ヵ月あたり)	障害児入所施設 等の徴収金 (1ヵ月あたり)
<ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税者 0円 → 課税者 4,500円~ 	<ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税世帯 2,200円 → 課税世帯 4,500円~
介護保険料の 段階区分 (1ヵ月あたり)	自立支援医療の 負担上限月額等 の段階区分 (1ヵ月あたり)
<ul style="list-style-type: none"> (介護保険料) 住民税非課税かつ年金収入80万円以下等 2,486円 住民税非課税かつ年金収入80万円超等 3,729円 → 課税世帯 4,972円 <small>*全国平均の基準額で算出</small>	<ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税世帯かつ年金収入80万円以下 2,500円 住民税非課税世帯かつ年金収入80万円以上 5,000円 → 課税世帯 5,000円~
介護保険 自己負担限度額	難病の医療費 助成についての 月額自己負担上限額 (1ヵ月あたり)
月24,600円 → 月37,200円 <small>支払増 月12,600円</small>	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税非課税(世帯) 本人年収 ~80万円 2,500円 本人年収 80万円超~ 5,000円 → 市町村民税非課税(世帯)以外 10,000円~30,000円



生活保護基準が
下がると
こんなに変わるんだね

資料:厚生労働省生活扶助基
準の見直しに伴い他制
度に生じる影響につい
て(対応方針)より

Sさん家族の場合 (住民税非課税世帯)
1級地1の基準で作成

夫 73歳 通院 老齢厚生年金 210万円

妻 72歳 通院 老齢基礎年金 70万円

Tさん家族の場合 (住民税非課税世帯)
1級地1の基準で作成

夫 40歳 給与収入 205万円

妻 35歳 入院がら 給与収入 100万円

子ども 13歳 身体障がい・難病(特定疾病)
入通院をしながら生活している

住民税課税になると
こんなことになるかも…?

住民税課税になると
こんなことになるかも…?

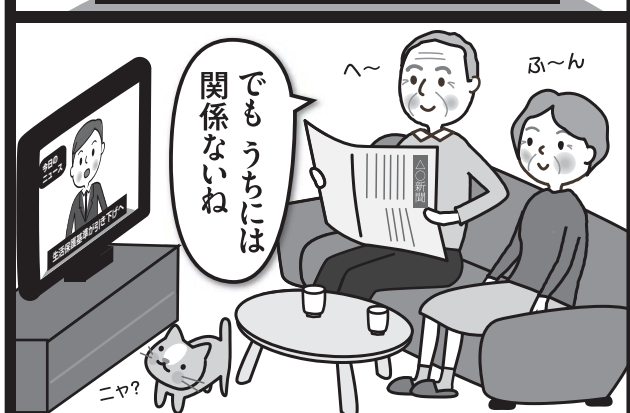
	現状	引き下げ後
住民税*	非課税 負担額0円	年5,000円 <small>支払増 年5,000円</small> の課税
医療費自己負担 限度額(通院2名)	月16,000円	月24,000円 <small>支払増 月8,000円</small>
介護保険料*	月6,800円	月11,424円 <small>支払増 月4,624円</small>
介護保険 自己負担限度額	月24,600円	月37,200円 <small>支払増 月12,600円</small>

合計で年307,688円も負担増!?
(毎月25,224円の負担増!?)その他住民税も!

	現状	引き下げ後
住民税*	非課税 負担額0円	年5,000円 <small>支払増 年5,000円</small> の課税
医療費自己負担 限度額(世帯合算)	月35,400円 <small>4ヵ月目以降24,600円</small>	月57,600円 <small>支払増 月22,200円</small> <small>4ヵ月目以降44,400円</small>
障害児の居宅・ 通所サービス料	負担額0円 だったのが	月4,600円 <small>支払増 月4,600円</small> ~37,200円 <small>支払増 ~37,200円</small>
小児慢性特定疾病の 医療費助成についての 月額自己負担上限額	月2,500円	月5,000円~ <small>支払増 月2,500円~</small>

合計で 少なくとも 年335,000円も負担増!?
(毎月29,300円、4ヵ月目以降26,900円負担増!?)その他住民税も!

*B市の例(自治体によって額は異なります)なお、住民税は医療費控除前の金額です。



JBA 日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
☎03-3580-9841(代)